

## 苦 情 解 決

### 「苦情解決委員会」の設置について

社会福祉法第 82 条の規定により、当法人では、各事業所に利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることとしました。

各事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしました。

苦情解決責任者	各事業所施設長
苦情受付担当者	養護老人ホーム 清風園 生活相談員 特別養護老人ホーム 清松園 生活相談員 清松園デイサービスセンター 生活相談員 児童養護施設 門司ヶ関学園 次長 保育園（古城・藤松・NINARU ふじまつ） 主任保育士
第 三 者 委 員	（1）酒井 亮 ・ 田上 美智子 （2）木邊 文夫 ・ 小野 登代子